



# 鳥取県公報

平成14年7月30日(火)  
号外第117号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

監査公告 監査結果に基づき知事が講じた措置の公表(4) ..... 1

### 監 査 委 員 公 告

#### 鳥取県監査委員公告第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成14年3月19日鳥取県監査委員公告第2号で公表した監査結果の報告に基づく改善策を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成14年7月30日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦  
同 井 上 耐 子  
同 中 尾 享  
同 湯 原 俊 二

#### 1 相談業務の実施状況について

##### (1) 相談体制について

対象機関	監 査 結 果	講 じ た 措 置
福祉保健部	<p>ア 女性相談の窓口の充実について</p> <p>婦人相談所は売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づく女性のための相談機関であり、鳥取市に設置されている。</p> <p>また、中・西部地区においては、倉吉市、米子市及び境港市の福祉事務所にこれらの市の婦人相談員が配置されている。</p> <p>しかしながら、全般的には中・西部地区の、特に郡部の住民への相談体制が十分ではないと思われる。</p> <p>したがって、中・西部の県の福祉事務所に女性相談窓口を設置する等の方法により、相談しやすい体制づくりを検討する必要がある。</p>	<p>平成14年度から西部健康福祉センターに「心と女性の相談室」を設置するとともに、福祉相談センターに非常勤職員を配置し、電話による相談の受付時間を午後10時まで延長して、ドメスティック・バイオレンス(配偶者や恋人からの暴力)をはじめとする女性が抱えている問題の相談に対応している。</p> <p>なお、中部地区については、当面福祉相談センターで対応する。</p> <p>また、各保健所に女性健康支援センターを設置し、女性の健康相談を実施している。</p>

<p>警察本部</p>	<p>イ 少年サポートセンターについて 少年、保護者等からの少年問題に関する相談について助言及び指導を行う少年サポートセンターは、平成11年度に東部地区に、続いて平成12年度に西部地区に設置された。平成12年度の相談件数は、東部1,445件、西部1,019件であり、センター設置の効果が認められる。 中部地区には倉吉警察署に少年警察補導員2名が配置されているが、独立した建物でなく、相談に行きにくい面があるので、中部地区への少年サポートセンターの設置について検討する必要がある。</p>	<p>現在の警察の職員体制では、中部地区に少年サポートセンターを設置することは困難である。今後、警察職員の増員配置等により環境が整えば、設置を検討したい。</p>
<p>総務部 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 教育委員会 警察本部</p>	<p>ウ 相談員の研修及び育成について 相談員は直接相談者と接する者であるので、相談者の話を十分に聞いた上で適切な助言をすることが求められている。さらに、必要な場合には、迅速かつ的確な対応ができる能力が求められている。 このため、専門研修も含め研修の機会を増やすとともに、相談員や民間の相談支援機関の担当者同士の情報交換が定期的に行えるよう努める必要がある。 また、プライバシーの保護や、他機関と連携する際の個人情報を扱う手順等について十分研修を行う必要がある。 さらに、非常勤の職員が相談に対応している場合には、国等で行われる専門研修等への派遣等により、資質の向上を図る必要がある。また、経験を積んだ職員が退職する際には、新しい職員と重複した任用期間を設ける等、相談業務における専門的な技能が継承できるような措置も検討する必要がある。</p>	<p>平成14年度は、広聴活動推進員研修会を実施し、プライバシーの保護や個人情報を扱う際の手順、心構え等についての研修を行うこととしており、この対象に広く相談に携わる職員を加えることで、当面は対応したい。 非常勤職員の相談員も、国等が開催する研修会へ参加させるとともに、相談業務に係る研修体制の充実を図り、併せて相談業務における専門的な技能の継承方法について、早急に検討する。</p>

(2) 相談者への配慮について

対象機関	監 査 結 果	講 じ た 措 置
<p>福祉保健部</p>	<p>ア 健康福祉センターの掲示板について 各健康福祉センターは、旧保健所の建物に福祉事務所が移転、統合された経緯もあり、東部健康福祉センターのように屋外の掲示板に福祉部門の相談窓口の表示がない機関や、中部・西部健康福祉センターのように相談窓口を明瞭に表示した掲示板が屋外や玄関にない機関がある。 したがって、相談窓口があることを県民に案内するため、屋外又は玄関への掲示板の設置を図るとともに、表示内容については、わかりやすくする必要がある。</p>	<p>各健康福祉センターの掲示板の掲示内容の点検、改修及び設置を早急に行う。</p>
<p>総務部 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 教育委員会 警察本部</p>	<p>イ 電話相談への配慮について 相談のための電話機が受付窓口の近くに設置されているため相談内容が来訪者の耳に入ったり、通常の業務が行われている場所と隣接して設置されているため、その騒音が入る等、電話相談を実施しにくい環境となっており、相談者及び相談員が落ち着いた環境で相談ができるよう電話機の設置場所等を改善する必要がある。 また、緊急を要する電話を着信することが多い相談機</p>	<p>相談者のための電話機の設置場所を点検し、落ち着いて相談の対応が行える環境となるよう必要に応じ設置場所の変更を行う。 着信番号表示機能については、既に警察署、教育委員会のいじめ110番等の一部の相談機関で導入しているが、県庁舎、総合事務所等についても、電話交換機の交換</p>

	<p>関では、相手方の電話番号を表示する機能を有する電話機に切り替える必要がある。</p>	<p>の際等に着信番号表示機能を付加するよう対応していく。</p>
警察本部	<p>ウ 警察署のバリアフリー化等への対応について</p> <p>困りごと相談（警察安全相談）を行う各警察署の建物は、建築年度が比較的新しい倉吉警察署を除き、高齢者、障害者等に十分配慮した施設になっていない。</p> <p>例えば、相談室が1階にないため障害者等が来署した場合には1階の署長室や取調室で相談に応じることになっていること、多くの警察署の便所で入り口に段差があること、男子用小便器の周囲に手すりがないこと、車いす使用者のための便房がないこと等の問題点があった。</p> <p>このため、各警察署については、これら的高齢者、障害者等への配慮が不十分な点について、施設の改造等を検討する必要がある。</p>	<p>庁舎の構造、空間等から物理的に困難な場合もあるが、対応の可能な箇所からバリアフリー化（段差の解消、スロープやエレベーターの設置等、移動の障壁となるものを除くこと。）を図る。</p>
総務部 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 教育委員会 警察本部	<p>エ プライバシーの保護について</p> <p>女性相談又は児童相談における家庭内の暴力等の相談又は一時保護に関して、プライバシーの保護は非常に重要であるので、相談員又は相談機関職員から情報が外部に漏えいしないように細心の注意を図る必要がある。</p> <p>また、精神保健相談やエイズ（後天性免疫不全症候群）相談をはじめ、その他の相談においても、相談者のプライバシーを保護することは安心して相談を受けるための要件である。このため、相談者の情報が流出することのないよう相談員の秘密保持はもとより、関連する市町村等の機関へ情報を伝達する際には、プライバシー保護に十分留意することが必要である。</p>	<p>相談者のプライバシー保護については最優先の事項であり、細心の注意が必要であることを今後も職員に周知徹底する。</p>
"	<p>オ 相談室の環境について</p> <p>相談室が狭い、壁の色等が暗い、物置と兼用になっている等、相談者が相談しにくい雰囲気の一部屋となっていたところがあるので、内装等について気持ちを和らげるような工夫を検討する必要がある。</p>	<p>相談者が利用しやすい相談室となるよう内装について工夫及び改善を図る。</p>

（ 3 ） 相談業務の事務処理について

対象機関	監 査 結 果	講 じ た 措 置
総務部 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 教育委員会 警察本部	<p>相談業務について、かなり詳しい業務マニュアルが整備してあるものもあったが、各機関ごとに相談記録様式又は処理方法が異なっているものもあった。</p> <p>また、事務処理要領があっても、概略だけで詳しい内容がほとんどないものや、古いままで改訂がなされていないものもあった。</p> <p>このため、業務の標準化ができるものについては、業務マニュアルの整備を検討する必要がある。</p> <p>さらに、相談事例の蓄積を体系的に行い、業務に活用できるようになっているものは少なかったため、プライバシー等に十分配慮しながら事例集等の作成についても検討する必要がある。</p>	<p>相談業務を円滑に行うため、既存の業務手引書を点検し、整備を行うとともに、必要に応じて改訂する。</p> <p>また、プライバシーに配慮しながら相談事例集の作成を進め、相談対応の充実を図る。</p>

## (4) 関係機関相互の連携・協力について

対象機関	監 査 結 果	講 じ た 措 置
総務部 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 教育委員会 警察本部	<p>近年、相談業務に関連する新たな法律の施行、相談内容の複雑化等により相談機関の連携が重要となってきたが、それが十分でないと思われる機関があった。</p> <p>このため、県の相談機関の連携を一層強めるため、県民室、各県民局等が呼びかけて地域別に相談機関の連絡会議を開催すること等を検討する必要がある。</p> <p>また、児童虐待、配偶者からの暴力(以下「ドメスティック・バイオレンス」という。)等、民間団体、市町村の職員、民生児童委員、病院の医師等の協力が不可欠な相談が近年多くなっているため、これらの関係機関等との連携も一層充実する必要がある。</p>	<p>県の各部局及び各相談機関の連携を強化するため、県民室及び県民局が呼びかけて、東部、中部及び西部の地域別に連絡会等を開催する。</p> <p>また、平成11年度から各福祉事務所が中心となって圏域内の「福祉・保健・教育連絡会」を開催し、平成12年度からは福祉保健部において「女性に対する暴力関係機関連絡会」及び「児童虐待防止関係機関連絡会」を開催する等して連携を図っているところであるが、これらの連絡会議のより一層の充実に努めていく。</p>

## (5) 県民に対する周知及び啓発について

対象機関	監 査 結 果	講 じ た 措 置
総務部 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 教育委員会 警察本部	<p>相談業務の広報は、県若しくは市町村の広報誌又は新聞への広告、ちらし又はリーフレットの配布等により行われている。一般的にエイズをテーマにしたテレビ番組が放映された直後には、エイズ相談の件数が増えるといった傾向がみられ、広報の重要性がうかがえる。</p> <p>また、平成13年に設置された鳥取県立倉吉未来中心の男女共同参画センター(愛称 よりん彩)鳥取労働相談所(愛称 みなくる鳥取)等は、まだ十分に県民に周知されていないので、相談業務の啓発を行うことが重要である。また、交通事故相談、教育電話相談等のように設置されて年数は経過しているが、周知が不足しているのではないと思われるものもあった。さらに、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)等の施行に伴い、その周知が更に重要になっている相談業務もある。</p> <p>これらを踏まえ、一般的に相談業務に関する広報の充実及び強化を図る必要がある。特に、近年相談件数が減少しているもの、あるいは横ばいのものについては、一層の努力が必要である。</p> <p>広報に際しては、インターネット上の県のホームページに掲載する等、新しい媒体を活用するとともに、従来の広報誌、役場、公民館等に置くちらし、児童・生徒に配布するいじめ110番、こども110番等の相談先及び電話番号を記載したカード大の印刷物等、有効な広報媒体を組み合わせ、効果的な広報をする必要がある。</p>	<p>各種相談業務についての広報の重要性を改めて認識した上で、関係団体との連携を図りながら、具体的な相談業務の広報の改善及び充実について早急に対応する。</p> <p>また、利用者が急増しているインターネットの有効性に着目し、平成14年4月により利用しやすい形に県のホームページを改訂したところであり、今後、より利用しやすく、必要な情報を適切かつ迅速に提供できる内容となるよう努める。</p>

2 審議会等の機能及び活動状況について

(1) 委員の選任状況について

対象機関	監 査 結 果	講 じ た 措 置
防災監 総務部 企画部 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部 出納局 教育委員会	<p>ア 委員の選任について</p> <p>平成13年3月31日現在で委員が全く選任されていない審議会等は、調査対象とした145機関のうち25機関もある。</p> <p>この中には、資格試験の委員等必要な一定期間だけ選任しているもの、平成12年度中に廃止したもの又は廃止を検討中のものも含んでいるが、その他の審議会等については、県が定めた附属機関委員選任基準（平成7年3月31日付発人第211号鳥取県総務部長通知。以下「選任基準」という。）に基づき、速やかに委員を選任する必要がある。</p> <p>なお、選任基準の対象は附属機関であり、要綱等設置の審議会等は含まれていないが、要綱等設置の審議会等についても、この基準に準ずる取扱いとすることが望ましいと考える。</p>	<p>近年開催されていない等形骸化している審議会等について、早急に見直しを行う。</p> <p>なお、審議会等の中には、審議事案が生じた都度、委員を任命するものもあり、これらの目的は、必要に応じて意見を聞くことであるため、時期によっては、委員が任命されていない場合もあり得るが、必要なものについては、早急に委員を選任する。</p> <p>要綱等に基づき設置されている審議会等についても、選任基準に準じ、長期在任の制限（原則として8年間）、年齢制限（原則として70歳を超えない。）、男女別委員数の是正（男女とも4割以上）、重複就任の制限（原則として最高3機関まで）、県職員の就任の制限（原則として選任しない。）等の方針で委員の見直しを行う。</p>
"	<p>イ 年齢構成について</p> <p>委員の年齢構成については、選任基準では、新任の場合の制限年齢を70歳、再任の場合は75歳とし、これを超える場合は職員課長へ事前協議を行うこととなっている。</p> <p>しかし、この制限年齢を超える委員も多く見受けられ、また、49歳以下の委員はわずか約18パーセントと若年層の登用が比較的少ない状況にあるので、選任基準に十分留意するとともに、幅広い年齢層から選任するよう努める必要がある。</p>	<p>選任基準に留意しながら、できる限り幅広い年齢層から委員を選任するよう努める。</p>
"	<p>ウ 委員の選任区分について</p> <p>審議会等の延べ委員数1,895人の選任区分については、学識経験者がもっとも多く、次いで団体代表、県職員の順となっているが、県職員の全体に占める割合は約19パーセントと少なくない。これは、附属機関については県職員の割合が約9パーセントであるのに対し、要綱等設置の審議会等では約24パーセントを占めているためである。</p> <p>選任基準では、平成13年12月の改正により、県職員は原則として選任しないこととなっているので、今後県職員の選任に当たっては慎重に行う必要がある。</p>	<p>県職員は原則として選任しない方針であるが、医師等特殊技能を持つ委員の選任が必要であり、他に適任者がいない場合のみ、委員に選任することとする。</p>
"	<p>エ 女性の登用について</p> <p>女性委員の登用状況については、選任基準及び女性の委員会、審議会等への参画推進要綱（平成9年12月17日付女青第150号鳥取県企画部長通知。以下「参画推進要綱」という。）の平成12年度の目標登用率である17パー</p>	<p>鳥取県男女共同参画推進条例に定める基準（男女いずれか一方の委員数が、委員総数の10分の4未満とならない）を満たすため、要綱等により設置される審議会等も</p>

	<p>セントを下回っているもの又は女性が選任されていないものが、附属機関では18機関、要綱等設置の審議会等では51機関もあった。</p> <p>また、附属機関の平均女性登用率が20パーセントを超えているのに対し、要綱等設置の審議会等については10.1パーセントとかなり低い状況にあった。</p> <p>なお、平成13年12月に改正された選任基準では、委員の構成は、同年4月に施行された鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）第12条の規定に基づき、男女別の委員数が均衡するように努めることとされ、その具体的基準として、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないようにすることとされたところであり、また、要綱等設置の審議会等についても、附属機関に準じて男女の委員数の均衡に努めるよう指導がなされているところである。</p> <p>附属機関はもとより要綱等設置の審議会等についても、幅広い分野から一層女性委員の登用を図る必要がある。</p>	<p>含めて、積極的に女性委員を選任する。</p>
<p>”</p>	<p>オ 長期在任・重複就任の是正について</p> <p>委員の長期在任については、選任基準では、原則として8年間（任期中に8年を超える場合は、任期満了日）までとされ、また、重複就任については、委員の兼職（法令、県の規程等に基づき、充て職として選任する場合を除く。）は3機関までとされている。</p> <p>しかし、附属機関において、この基準を超えて8年を超えて在任している委員又は4機関以上重複して就任している委員が見受けられる。また、要綱等設置の審議会等については、長期在任又は重複就任の委員が附属機関よりも多い状況にあり、附属機関と重複して就任している委員も多く見受けられる。</p> <p>多くの県民の意見を行政に反映させるためにも、附属機関はもとより要綱等設置の審議会等についても、長期在任及び重複就任を少なくするよう努める必要がある。</p>	<p>専門的知識が必要とされる分野については人材が限られていることもあり、必ずしも選任基準が満たせない場合もあるが、あまりにも長期の在任や重複就任を極力なくすよう選任基準に適合する人材を幅広く登用していく。</p>

(2) 審議会等の運営状況について

対象機関	監 査 結 果	講 じ た 措 置
<p>防災監 総務部 企画部 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部 出納局 教育委員会</p>	<p>ア 審議会等設置の見直しについて</p> <p>平成12年度において会議の開催実績がない審議会等が45機関（31パーセント）ある。3年以上未開催のもの又は開催回数が極めて少なく設置の必要性が乏しいものについては、廃止も含めて整理統合を検討する必要がある。</p>	<p>近年開催されていない審議会等について、その必要性を見直し、廃止も含めてあり方を検討する。</p> <p>鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館運営協議会、鳥取県高齢化社会対策推進本部、鳥取県寝たきりゼロ推進本部、男女共同参画施策企画推進会議、鳥取県雇用対策協議会、鳥取県農業士認定委員会、鳥取県特用林産振興協議会及び鳥取県青少年建築アイデアコンテスト選定委員会を平成13年度に廃止したところであり、今後、鳥取県消防</p>

		<p>防災ヘリコプター運行連絡協議会、鳥取県地球環境問題懇談会、鳥取県環境教育・学習推進会議、鳥取県公共関与処分場安全確保対策専門家会議、鳥取県散乱ごみ対策推進協議会、鳥取県廃棄物専門委員会、鳥取県特定優良賃貸住宅事業選定委員会、鳥取県フロン回収等推進協議会、鳥取県高齢者向け優良賃貸住宅事業選定委員会、鳥取県科学技術振興会議、鳥取県労働問題連絡会議、スーパー総合資金制度運営協議会、鳥取県農業経営改善推進計画審査委員会、鳥取県農業経営改善協議会、鳥取県農業経営指導協議会、鳥取県農山漁村熟年技能士認定委員会、鳥取県環境にやさしい農業推進協議会、鳥取県鳥獣被害対策連絡会議、鳥取県営境港水産物地方卸売市場運営協議会、鳥取県漁業対策協議会及び鳥取県建築物安全安心推進協議会を平成14年度に廃止する。</p>
<p>”</p>	<p>イ 出席率の向上について 審議会等全体の平均出席率は85.8パーセントであるが、60パーセントに満たない審議会等が4機関ある。 出席率が低い審議会等については、多くの委員の出席を得るため、開催日時を検討する等、より出席しやすい状況にする必要がある。</p>	<p>多くの委員が出席できるよう日程調整を行うとともに、出席が可能な委員の選任に努める。</p>
<p>”</p>	<p>ウ 代理出席減少への努力について 委員の代理出席の状況については、審議会等のうち35機関において代理出席が行われていたが、その約80パーセントが要綱等設置の審議会等であった。会議の内容を充実させるため、実際に出席可能な者の選任等も含めて検討し、代理出席の減少に努める必要がある。</p>	
<p>”</p>	<p>エ 資料配付及び欠席委員への配慮について 資料配布時期については、当日の資料配布としていた審議会等の数が多く、また、欠席委員に対する事後説明等の措置については、約20パーセントの審議会等において特に講じてない結果となっている。審議内容の充実を図るとともに、委員の共通認識を深めるためにも、資料の事前配布及び欠席委員に対する説明をより積極的に行う必要がある。</p>	<p>審議内容の特殊性により対応できないものを除き、会議資料の事前配布を徹底する。 また、欠席委員に対しては、会議録を送付したり、必要に応じて資料を持参して説明する等して、より積極的に対応する。</p>
<p>”</p>	<p>オ 会議録及び運営規定の整備について 平成12年度に開催された審議会等において、会議録を整備していないものが23機関あり、その約80パーセントが要綱等設置の審議会等である。審議過程の透明性を確保し、行政に反映させるためには会議録の整備は基本で</p>	<p>会議録の整備を徹底するとともに、定足数、議決方法等が規定されていない審議会等については運営に関する規程の見直しを行い、基本的な運営方法を明確に規定す</p>

	<p>あるので、改善が必要である。</p> <p>また、審議会等の運営規定について、定足数及び議決方法が規定されていないものが半数を超えており、また、多くの審議会等の会議で代理出席があるにもかかわらず代理出席や委任状の規定があるのはわずかであるので、これらの審議会等については、運営規定の見直しを行い、基本的なルールを明確にする必要がある。</p>	る。
”	<p>カ 審議会等の活動成果について</p> <p>平成12年度の審議会等の活動により、事業への反映、事務改善の参考等として行政へ反映されたとするものがほとんどであり、これらについては設置目的は達成されているものと思われる。その一方、特に成果が得られなかったとしているものが5機関あり、これは主に報告事項の伝達のみが終わっていることによるものであるが、これらの審議会等については、形式的な会議運営が行われないように会議の在り方について見直し、具体的な活動成果が上がるよう努力する必要がある。</p>	<p>活動が形骸化している審議会等の見直しを行うとともに、行政への活動の反映方法を検討し、成果が上がるよう努める。</p>

## (3) 審議会等の公開状況について

対象機関	監 査 結 果	講 じ た 措 置
防災監 総務部 企画部 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部 出納局 教育委員会	<p>審議会等の公開については、審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針（平成12年3月31日鳥取県告示第218号）により、平成12年度から原則公開することとなっているが、会議を非公開としたものは全体の35パーセント、会議結果を公開しなかったものは全体の約60パーセントある。審議内容により公開できないものもあることと思われるが、可能な限り会議及び会議録の公開に努め、開かれた審議会等にしていく必要がある。</p>	<p>個人のプライバシーの保護等の観点から、機密性を確保するために公開できないものを除き、可能な限り会議及び会議録の公開に努める。</p>

## (4) 審議会等のチェック体制の整備について

対象機関	監 査 結 果	講 じ た 措 置
防災監 総務部 企画部 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部 出納局 教育委員会	<p>要綱等設置の審議会等については、委員の年齢層が高い、県職員の割合が高い、女性の登用率が低い、委員が重複するケースが多い、代理出席率が高い、会議資料の事前配布や欠席委員への事後措置が少ない、定足数・議決方法などの運営規定や会議録の整備が少ない、会議の広報や会議結果の公開が少ない等問題点が数多く、安易に委員の選任又は運営がなされ、行政の隠れみよ的な存在になっている可能性もあることから、十分に機能しているとはいえない。</p> <p>要綱等設置の審議会等の所管課においては、このことを十分に認識して運営に当たる必要がある。また、附属機関の委員の選任については職員課でチェックしているが、要綱等設置の審議会等についてはそのような取扱いをしていないので、委員の選任や運営状況について統括的にチェックする体制を整備する必要がある。</p>	<p>要綱等により設置されている審議会等については、委員の選任、運営等全般にわたって再点検するとともに、存廃についても検討を行う。必要なものについては、設置根拠を条例とすることも併せて検討する。</p> <p>委員の任命については、選任基準に準じ、長期在任の制限（原則として8年間）、年齢制限（原則として70歳を超えない）、男女別委員数の是正（男女とも4割以上）、重複就任の制限（原則として最高3機関まで）、県職員の就任の制限（原則として選任しない。）等</p>



の方針で委員の見直しを行う。

また、県民への県政情報の提供の観点から、審議会等の開催予定及び議事の概要については、従前から県のホームページや県民室及び県民局で閲覧ができるようにしており、今後も積極的な情報提供に努める。

